

枚方市規則第 26 号

枚方市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市自転車駐車場条例施行規則（昭和62年枚方市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条第1項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「第12条ただし書」を「第13条ただし書」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（使用車種を制限する駐車場）

第2条 条例第5条第1項の規則で定める駐車場は、藤阪自転車駐車場、村野自転車駐車場及び津田東自転車駐車場以外の駐車場とする。

（入庫等ができる時間を制限する駐車場）

第3条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める駐車場は、全ての駐車場とする。

様式第1号中「（第2条関係）」を「（第4条関係）」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

様式第2号中「（第3条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第3号中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第4号中「（第4条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

様式第5号中「（第5条関係）」を「（第7条関係）」に、「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

様式第6号中「（第7条関係）」を「（第9条関係）」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市自転車駐車場条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市自転車駐車場条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。